

北小松公民館管理規程

第1条 この規程は町会員、または家族の健全な発展をはかるため、管理等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 公民館の名称及び位置は、下記の通りとする。

名 称	位 置
北小松公民館	松本市大字里山辺3811-1

第3条 開館時間は下記の通りとする。ただし町会長が必要と認めたときはこの限りではない。
開館時間 午前9時から午後10時まで。

第4条 使用条件は下記の通り定める。

- 1 設備または備品等を使用するものは、使用申請書により町会長の許可を受けなければならない。
- 2 町会、公民館、各種団体、並びに町会員の会合についての使用料は徴収しない。ただし、明らかに営利を目的とした会合及び前記に該当しないものについては有償とする。
- 3 また紛らわしいものについては役員会で審議する。

第5条 町会長は、下記の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を許可しないことができる。

- 1 施設等をき損するおそれがあるとき。
- 2 公益を害し、また風紀をみだすおそれのあるとき。
- 3 前各号のほか、町会長が特不相当と認めたとき。
- 4 町会長は、公民館の管理上必要があると認めるときは、使用に条件を付すことができる。なお、冠婚葬祭での使用希望日が、町会行事のうち敬老会、文化祭行事と重なる場合は、町会行事が優先するものとする。

第6条 使用者は、町会長の許可を得ないで下記の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 1 施設等の現状を変更すること。
- 2 指定する場所以外で飲食し、または火気を使用すること。
- 3 物品を販売すること。
- 4 前各号のほか、町会長が不相当と認めたとき。

第7条 公民館使用料は、別表に定めるとおりとする。ただし町会長が特別の理由があると認めるときは、使用料金を減免することができる。

第8条 町会長は、使用者が各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消しもしくは中止、退場を命ずることができる。

- 1 使用許可の条件に違反したとき。

- 2 使用目的以外に使用したとき。
- 3 使用権利を譲渡し、もしくは転貸をしたとき。
- 4 前各号のほか、町会長が特に不相当と認めたとき。

第9条 すでに納めた使用料金は還付しない。ただし、次ぎの各号のいずれかに該当するときは、その一部または全部を還付することができる。

- 1 使用者の責任でない理由により使用できなくなったとき。
- 2 使用の取り消し等の処分を受けたときで、町会長が特に認めたとき。
- 3 使用期日の10日前までに使用の中止または変更を申し出た場合で、正当な理由があると町会長が認めたとき。
- 4 使用者は使用を終了したとき、また使用の取り消し等の処分を受けたときは、ただちに施設等を現状に復さなければならない。
- 5 使用者が前項の義務を履行しないときは、町会長がこれを代行しその費用を使用者から徴収する。

【付記】

第7条(別表) 使用料金

超過使用料金1時間当り30%増とし100円未満は切上げとする。

公 民 館

室 名	午前9時—12時	午後12時—5時	午後5時—10時
大 広 間	2,400円	4,000円	5,000円
中 室	800円	1,400円	1,600円
小 室	500円	800円	1,000円

厨 房

名 称	午前9時—12時	午後12時—5時	午後5時—10時
厨 房	2,000円	2,000円	2,000円

暖 房

冷・暖房	午前9時—12時	午後12時—5時	午後5時—10時
1台1回	500円	500円	500円

1 当地区居住者の冠婚葬祭での使用料金

公民館使用料	10,000円
厨房、冷・暖房料金	5,000円
合計	15,000円とする。

付則 この公民館管理規程は平成元年4月1日より施行する。

付則 この公民館管理規程は令和3年4月1日より施行する。